

諮問日：令和 6 年 6 月 2 0 日（令和 6 年度（最情）諮問第 1 5 号）

答申日：令和 7 年 3 月 5 日（令和 6 年度（最情）答申第 2 0 号）

件 名：特定期間の最高裁判所の既済事件一覧表の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第 1 委員会 の 結 論

別紙 1 記載の各文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙 2 記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）については、別紙 3 記載の各部分を開示すべきである。

第 2 事案 の 概 要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第 2 に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和 6 年 4 月 2 2 日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第 1 1 の 1 に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第 1 1 の 3 に定める諮問がされたものである。

第 3 苦情申出人の主張の要旨

令和 5 年 6 月分までの最高裁判所の既済事件一覧表の場合、既済事件の事件番号は全て開示されていたから、慣行として公にすることが予定されている情報であり、それによって個人の権利利益を害するおそれもないから不開示情報には該当しない。また、裁判所ホームページに掲載されている既済事件の事件番号等については、慣行として公にされた情報であることは明らかである。

第 4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 苦情申出人は、本件対象文書のうち、既済事件の事件番号が記載された部分（以下「本件不開示部分」という。）について、同種文書の令和 5 年 6 月分までは事件番号が全て開示されていたから、慣行として公にすることが予定され

ている情報であり、それによって個人の権利利益を害するおそれも生じていないから不開示情報には該当しない旨主張する。

この点について、最高裁判所は、令和5年10月3日付け答申（令和5年（最情）答申第3号。以下「別件答申」という。）を受け、事件番号が、原則として、当事者に個人が含まれる場合は個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号）に、当事者が法人又は団体等のみである場合は公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）にそれぞれ相当する不開示情報であると整理しているところ、本件不開示部分も上記いずれかの不開示情報に相当すると考えられる。また、事件番号が個人識別情報に相当する場合の、法5条1号ただし書イ該当性については、文書ごとに個別に判断すべきものであるところ、本件対象文書の事件番号が明らかになると、個別の事件が上告審に係属した等の進行状況が明らかとなり、当該事件の当事者が不利益を被るおそれが否定できないことから、同号ただし書の情報には当たらないものと考え、本件不開示部分を不開示としたものである。

- 2 また、苦情申出人は、裁判所のホームページに掲載されている事件番号等に公表慣行がある旨述べている。

裁判所ウェブサイトに登載された判例検索システムに現に掲載されている情報や傍聴券交付に関する情報などの裁判所ウェブサイトに掲載した情報については、公表慣行のある情報に当たると考えられるが、これらの掲載の有無の確認は申出内容に応じて検討することが相当である。すなわち、不特定多数の事件の事件番号が記載されているような文書の開示が問題となっている場合に、個別の事件番号の具体的な公表事実の有無を全て確認して公表慣行のある情報を抽出するのは現実的ではなく、個人のプライバシー保護の要請及び迅速な開示実現の要請からも、求められるものではない。

本件対象文書においては、不特定多数の事件の事件番号が記載されており、

個別の事件番号の具体的な公表事実の有無を全て確認し抽出することは現実的ではないと考えられるため、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人のみが当事者となっている事件を除き、全て不開示とすることが相当である。

したがって、苦情申出人の主張には理由がない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年6月20日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年10月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年11月15日 審議
- ⑤ 同年12月13日 審議
- ⑥ 令和7年2月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書は、特定の集計期間及び特定の事件類型（行政）に係る上告事件の既済事件一覧表（別紙2記載1から5まで）及び上告受理申立事件の既済事件一覧表（別紙2記載6から10まで）であり、いずれも、法廷、主任裁判官、主任調査官、事件番号、上告人、被上告人、備考、上告受理、終局日、終局区分等の欄から構成されるものである。本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、当事者に個人又は法人等が含まれる事件の具体的な事件番号が記載されているものと認められる。

2 当事者に個人が含まれる事件の事件番号について

- (1) 当事者に個人が含まれる事件の事件番号は、これによって特定される事件の訴訟記録を閲覧すること（民事訴訟法91条1項）等によって各訴訟記録に記載された当事者の氏名や住所等を知ることができることから、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報

(法5条1号前段括弧書き)に当たるといえ、個人識別情報に相当する。

(2) そして、同号ただし書イに該当するか否かを検討すると、事件番号一般が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められる事情はない。もっとも、裁判所自らが裁判所ウェブサイトに掲載した事件番号については、慣行として公にされている情報として、開示するのが相当である。この点につき、当委員会庶務をして裁判所ウェブサイトに登載された判例検索システムを確認させたところ、別紙3記載1から10までに記載した各番号の事件に係る最高裁判所の判決書又は決定書が、同ウェブサイトに掲載され、その事件番号が公表されている事実が認められた。したがって、別紙3記載の各事件番号については、同号ただし書イに該当するものとして開示すべきである。

これに対し、最高裁判所事務総長は、裁判所ウェブサイトに掲載した情報については、公表慣行のある情報に当たると考えられるとした上で、不特定多数の事件の事件番号が記載されているような文書の開示が問題となっている場合に、個別の事件番号の具体的な公表事実の有無を全て確認して公表慣行のある情報を抽出するのは現実的ではなく、個人のプライバシー保護の要請及び迅速な開示実現の要請からも、求められるものではないと主張する。確かに、本件対象文書には3500件余りの事件の事件番号が記載されており、その全てについて逐一公表の有無を確認することに困難を伴うことは理解できる。一方で、本件対象文書には上記のとおり多数の事件の情報が記載されているものの、最高裁判所に係属する事件のうち、裁判所ウェブサイトに掲載されるものは限定的であり、その多くは判決処理で終わった事件で、上告不受理により終局した事件については掲載されることは通常考え難く、これを踏まえると、実際に検討の対象とすべき事件は相当程度絞ることができる。また、裁判所においては、裁判所ウェブサイトで裁判例を公表しており、最高裁判所判例集については、民事又は刑事の区分を選択した上で、裁

判がされた期間を特定して掲載中の判決及び決定を検索することができ、検索結果の一覧（以下「検索結果一覧」という。）には、事件番号、事件名、裁判年月日等の情報が裁判年月日順（降順又は昇順）で表示される。そして、本件対象文書には、1に記載した情報が終局日順に記載されているから、検索結果一覧の事件番号中の行政事件に対応した記録符号と裁判年月日の情報等を用いて照合し、本件対象文書中の事件番号の中から公表済みの事件番号を特定することに、実現不可能なほどの困難を伴うとはいえない。実際に、別紙1記載の期間における民事の最高裁判所判決及び決定を検索すると196件の事件が表示され、そのうち行政事件に当たるものは69件であり、本件対象文書との照合も可能であった。したがって、上記最高裁判所事務総長の主張には理由がない。

- (3) 一方で、同号ただし書イに該当しない事件番号については、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことは明らかであることから、同号の不開示情報に相当する。

これに対し、苦情申出人は、同種文書の令和5年6月分までは事件番号が全て開示されていたから、慣行として公にすることが予定されている情報であると主張する。しかしながら、最高裁判所事務総長の説明によれば、最高裁判所においては、別件答申を受けて、事件番号が法5条1号の個人識別情報に相当する不開示情報であると整理したということであるから、従前は個人識別情報に相当しないものとして開示されていたといえ、同号ただし書イに当たることを根拠に開示されていたものとは認められない。また、最高裁判所事務総長は、事件番号が同号ただし書イの情報に当たらない実質的な理由として、本件対象文書の事件番号が明らかになると、個別の事件が上告審に係属した等の進行状況が明らかとなり、当該事件の当事者が不利益を被るおそれが否定できないと説明するが、このような事情を考慮した上で、今後本件対象文書と同種文書の事件番号を公にしない扱いとすると判断すること

が不合理であるとはいえない。

したがって、当事者に個人が含まれる事件の事件番号のうち別紙 3 記載のものを除いたものは、法 5 条 1 号の不開示情報に相当する。

3 当事者に法人等が含まれる事件の事件番号について

当事者に法人等が含まれる事件の事件番号も、個人と同様に、訴訟記録を閲覧すること等によって各訴訟記録に記載された当事者の名称・所在等を知ることができることから、特定の法人等を識別することができることとなる情報に当たる。そして、本件対象文書上の当事者に法人等が含まれる事件の事件番号を公にすることにより、当該法人等を当事者とする訴訟が上告審に係属している事実を明らかにすることとなり、この事実が明らかになれば、争訟に至った経緯いかににかかわらず、当該法人等の信用を損なうおそれがあるなど、不利益を被るおそれが否定できないから、法 5 条 2 号イに相当するものと認められる。

4 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分のうち別紙 3 記載の各部分を除く部分は法 5 条 1 号又は 2 号イに規定する不開示情報に相当すると認められるので妥当であるが、別紙 3 記載の各部分は開示すべきである。

なお、本件では上記 2 (2) に記載したとおり、公表済みの事件番号を特定することに実現不可能なほどの困難を伴うとの判断には至らなかったが、開示の申出の対象が余りに広範であり、膨大な量の文書が対象となる場合には、対応に苦慮する事態、すなわち該当する公表済み事件番号の特定等のために膨大な時間と労力を要する事態も生じ得るところである。一方、文書開示制度においては、迅速な開示実現の要請もあることからすると、上記のような開示の申出はその態様において相当性を欠くものというべきであり、当委員会の本件における前記判断は、開示の申出の対象が余りに広範である事案や合理的な特定がされない事案についてまで、文書の記載内容を全て精査して裁判所ウェブサイトに掲載した事件の事件番号との照合を行うべきであるとか、照合対象が余り

に広範であっても常に照合を行うべきであるとまで判断したものではないことを付言する。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 長戸 雅子

委員 川 神 裕

別紙 1

平成 3 1 年 1 月から令和 5 年 1 2 月までの以下の文書

- 1 最高裁の既済事件一覧表（行政の上告事件）
- 2 最高裁の既済事件一覧表（行政の上告受理申立事件）

別紙 2

- 1 既済事件一覧表（集計期間が「平成 31 年 1 月 1 日～令和 1 年 12 月 31 日」、
終局区分が「決定（棄却）」で始まるもの）
- 2 既済事件一覧表（集計期間が「令和 2 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日」、
終局区分が「決定（棄却）」で始まるもの）
- 3 既済事件一覧表（集計期間が「令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日」、
終局区分が「決定（棄却）」で始まるもの）
- 4 既済事件一覧表（集計期間が「令和 4 年 1 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日」、
終局区分が「決定（棄却）」で始まるもの）
- 5 既済事件一覧表（集計期間が「令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日」、
終局区分が「決定（棄却）」で始まるもの）
- 6 既済事件一覧表（集計期間が「平成 31 年 1 月 1 日～令和 1 年 12 月 31 日」、
終局区分が「不受理」で始まるもの）
- 7 既済事件一覧表（集計期間が「令和 2 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日」、
終局区分が「不受理」で始まるもの）
- 8 既済事件一覧表（集計期間が「令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日」、
終局区分が「不受理」で始まるもの）
- 9 既済事件一覧表（集計期間が「令和 4 年 1 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日」、
終局区分が「不受理」で始まるもの）
- 10 既済事件一覧表（集計期間が「令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日」、
終局区分が「不受理」で始まるもの）

別紙 3

- 1 別紙 2 記載 1 の文書のうち番号 2 5、5 1、6 5、2 2 5 の各事件番号欄の記載
- 2 別紙 2 記載 2 の文書のうち番号 2 6 5、2 7 6 の各事件番号欄の記載
- 3 別紙 2 記載 3 の文書のうち番号 4 1、6 5 の各事件番号欄の記載
- 4 別紙 2 記載 4 の文書のうち番号 2 8、3 3、5 7、1 2 2、2 7 9 の各事件番号欄の記載
- 5 別紙 2 記載 5 の文書のうち番号 9、1 1、2 2、2 1 6、2 5 8、2 7 9、2 8 1、3 3 9 の各事件番号欄の記載
- 6 別紙 2 記載 6 の文書のうち番号 1 1 5、2 3 9、2 5 0、2 6 3、2 7 7、3 3 4 の各事件番号欄の記載
- 7 別紙 2 記載 7 の文書のうち番号 3 9、4 0、8 3、8 5、1 0 1、1 2 7、1 4 1、1 4 4、1 4 5、1 5 2、3 3 5 の各事件番号欄の記載
- 8 別紙 2 記載 8 の文書のうち番号 2 0、7 2、1 2 5、1 5 5、1 6 1、1 7 2、1 7 4、2 0 3、3 7 0 の各事件番号欄の記載
- 9 別紙 2 記載 9 の文書のうち番号 5 7、7 6、7 9、1 1 2、1 1 8、1 3 0、1 6 6、2 5 2、2 5 7、3 6 9、3 7 5 の各事件番号欄の記載
- 1 0 別紙 2 記載 1 0 の文書のうち番号 4 4、4 5、1 0 8、1 6 6、1 8 1、2 2 6、3 0 2、3 1 0、3 2 8、3 6 1 の各事件番号欄の記載